

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 12 日現在

機関番号：32612

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：22730092

研究課題名(和文)物権債権峻別論の意義と限界に関する基礎的研究

研究課題名(英文)Fundamental study on the distinction between "real rights" and "claims"

研究代表者

水津 太郎 (Suizu, Taro)

慶應義塾大学・法学部・准教授

研究者番号：00433730

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円、(間接経費) 930,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、物権と債権の区別が語られる際の文脈をひろく洗い出し、各々につき分析と検討をくわえた。すなわち、総論として、物権債権の区別は、権利の体系の確立、物概念の制限とどのような関係にたっているのかを明らかにするとともに、「区別」の意味の多様性を示した。概念レベルの問題としては、物上性・対人性と絶対性・相対性の関係を取り上げ、両者の組み合わせを基礎とする4類型論について原理的な基礎づけを与えた。物権債権の限界についてはおもに、両者の境界の曖昧性と債権の財産化現象を取り上げるとともに、物権から債権への格下げに対処する制度のうち、代償的取戻権につきその基本的な構造を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：Real rights and claims are totally different concepts. The former is exclusive right to tangible things, while the latter is relative right to other person. These two, however, may overlap in some fields such as lease. This study examines how and in which point we should distinguish them each other. Firstly, two basic problems are concerned: (1) Relation between the distinction of two kinds of right and some characteristic features in modern civil codes, such as the system based on "rights" and the concept of "tangible things", and (2) Meaning of the differentiation of two rights in relation to the system. Secondly, the study reconsiders four fundamental ideas: rights to things, rights to person, exclusivity and relativity. By combining these four, an indispensable foundation for analysis is established. Finally, as for the delimitation of two rights, ambiguity of the line and objectification of claims are indicated.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：物権と債権

1. 研究開始当初の背景

(1) 物権と債権の区別 日本民法は体系上、物権と債権を区別している。けれども、両者をはっきりと切り分けることに対しては、古くから疑問が投げかけられてきた。他方で、2つの権利の区別を基本的なものとして擁護するものもある。

(2) 問題関心 これに対して、本研究の関心は、両者の区別を維持すべきか、あるいは放棄すべきかという問題よりも、むしろそれ以前の問いに向けられている。すなわち、そもそも物権債権の「区別」という際に、どのようなレベルでの「区別」が論じられているのか、また、「限界」が説かれる際に、なにをもって「限界」であると認識されているのかを、はっきりとさせる必要があるように思われる。

2. 研究の目的

そこで、本研究では、物権債権の区別の意義と限界が語られる際の文脈を、できるだけひろく洗い出し、各々につき分析と検討をくわえることを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 意義 まず、物権債権の区別の意義に関する問題として、2つの権利の区別、権利の体系および物概念の制限の関係、両区別の原理的基礎、概念レベルの区別、制度的特質の問題、外的体系・法典の編別という意味での区別を考察する。

(2) 限界 次に、限界については、物権債権の境界流動性と、債権の財産性の承認をめぐる問題を区別して取り上げるとともに、既得物権者の保護、いわゆる格下げ問題につき考察をくわえ、編別の問題についても触れる。

4. 研究成果

(1) 基礎 権利の体系・物概念の制限との関係 権利の体系は必然的に狭い物概念を導き、物権債権の区別に到達するのか、言い換えれば、権利の体系、有体物概念、物権債権の区別の間には、どのような繋がりがあるのかがここでの問題である。法史上、これらの諸点の確立につき重大な役割をはたしたといわれる、アーペル(16世紀)とサヴィニー(19世紀)のテキストをあらためて読み直すことによって、この問題の検討を試みた。アーペルとサヴィニーには論理性という共通点はみられるものの、次の点では異なっている。アーペルは、教育目的から出発し、法の論理やルールを理解しやすく伝達するために、そうした意味での体系の再構築を試みた。したがって、訴権から切り離された権利の体系、物概念の制限、そして物権債権の区別は、教育目的との適合、論理的整序の方法といった外的なレベルにおいて関連してい

たとみることができる。これに対して、サヴィニーにおいては、体系形成のもつ意味がまったく異なる。サヴィニーの体系論は様々な視点から捉えることができるが、本研究が着目したのは、すぐあとで詳しく述べるように、自由な存在者の共存という原理が根底にすえられている点である。その結果、サヴィニーにおいては、法関係・権利の体系、物権債権の区別および狭い物概念の規定に、内的な繋がりが構築されている。両者の違いのコンテキストとしては、人文主義的体系と歴史法学的体系の相異、物権の性質・抽象的所有権概念の確立の問題、商品交換・取引安全の確保との関係を指摘することができる。

(2) 原理 自由の共存 現行民法が旧民法と異なり、物権と債権を区別する体系を採用したのは、ドイツ法にならったからである。そして、BGBの体系構築の基礎となった資料のうち、ヨーホウの『部分草案理由書』によれば、体系の内的な根拠づけは、サヴィニーの体系構想によるとされる。現在の研究水準からみると、サヴィニーの思考を正確に把握・描出するのはきわめて困難な作業であるが、いくつかの重要な二次資料の助けを借りながら、自由の共存という視角に基づき、ひとつの読み方を示してみよう。サヴィニーは、個人の自由を原則にすえている。だが、けっして「無制約の自由」を承認しているわけではない。自由は万人に等しく保障される。したがって、個人の自由は他者の自由によって制約を受ける。サヴィニーにとって、法は「自由な存在者たちの共同生活の必要条件」である。すなわち、人が「外界」にあるときには相互に接触が生じるところ、その共存を図るために各人の存在と活動に自由な空間を与える、目にみえない境界が必要になる。「そうした境界を定め、もってこの自由な空間を決する規則」が、「法」である。この視座からみると、第1に、意思支配の対象として、自分自身が、外界から区別される。

ではと異なり、他者との接触が生じないからである。「どのようにして人間が他人の思考を妨害し、あるいは逆に他人のなかで考え、あれこれしてここでいう所有権を侵害しようというのだろうか」。サヴィニーが人格の保障を権利の問題ではなく、むしろ「権利の基礎と前提」に位置づけているのは、意思力が自らの内に向けられているために、他者の自由との調整が問題とならないからであると読むことができる。これに対して、外界の領域()では事情が異なる。自由を等しく保障するという視点からは、意思支配の対象としては、(a)他人と、(b)自然の区別が決定的に重要なものとなる。他人は自然とは異なり、意思力を行使する側と同じく自由な主体にほかならないからである。もっとも、(a)の際には、他人そのものの支配は問題とならない。もしそうしたことが認められるのなら、奴隷と同じく、かれの自由が破壊

されてしまうであろう。そこで、意思支配の対象は「他人」から「特定の行為」へと縮減されることになる。他方で、(b)についても、自然それ自体の支配は認められない。その対象は「物」、すなわち「空間的に限界づけられた」一部分に制限される。なぜなら、万人が自然全体を同時に支配することは、できないからである。「あらゆる人間は自由をもたない自然を支配すべき使命をもつ。けれども、各人はこれと同一の使命を、他の各人にも同じように承認しなければならない。この相互承認から、個人が空間において接触したときに、調整をおこなう必要が生じる」。このようにして、特定の行為との間の法関係（債権債務関係）と、物に対する無制限かつ排他的な支配権（所有権）が区別される。物権と債権の区別は、論理的思考の産物や資本制の法的基礎を意味するだけでなく、その基底には、自由の共存 という理念があるとみることができるとみられる。

(3) 概念 物権と債権は、概念上どのように区別されるのか。基本的な対立図式は、〔1〕物上性と対人性、〔2〕絶対性と相対性の2つの軸のうち、いずれを基準とするか、あるいは双方ともに構成要素とみるかにある。この問題は、「物権性」の本質をどう解するかにかからしめられる。一方では、「物権」とは、人の物に対する直接的支配権であると定義される（物上性一元説）。このうち、事実上の物支配説に対しては、占有の概念と所有権の概念を混同しているとの批判がある。また、法上の物支配説についても問題が指摘されている。よく知られているのは、ロビンソン・クルーソーの例を引き合いに出した批判である。ロビンソンが無人島に漂着したとき、かれはたしかに事実上物を直接に支配しているけれども、この事実上の物支配が法的なそれに高められるには、法秩序 他人の存在を前提とする が必要である。要するに、権利は人と物の間ではなく、人と人との間でしか生じえない。他方で、物権は、万人に対する不作為請求権の集合であるとも説かれている（絶対性一元説）。しかし、これに対しては、たとえば次の批判がある。この理解によれば、所有者はごく些少な物についてまで、万人との間、「つまりスタンリー・プールの黒人やヘールフィンク湾〔現イリアン湾〕にあるヌンホル島の原住民との間でも」法関係において結びつけられる。所有権が新しく発生するたびに全人類が震撼することになり、鉱石が新しく掘られ、魚が新しく捕まえられると、「少なくとも人間の居住している限り、北極に達するまで」権利の振動がもたらされる（コーラー）。また、物から完全に抽象化された、純粋に消極的な物権概念は、われわれの直観とするとく対立する。レストランでスープが運ばれてきたとしよう。わたしがこの一皿のスープに所有権を有するということは、「だれもわたしにつばを吐

いてはならない」ということと同じなのであるか（ペスカトル）。このようにして一般には、物上性と絶対性を接合する考え方がとられている（総合説）。「現行法上の物権の本質は『一定の物を直接に支配して利益を受ける排他的の権利』とすることができる」（我妻）。「物支配は、それが各々法秩序によって認められている限りにおいて、第三者に対する排他性を有している」（ヴォルフ/ライザー）といったように。以上に対して、近時のドイツの学説には、2つの軸を組み合わせ、4つのカテゴリー区分を提案するものがある（ミヒヤエルス）。絶対的物的権利、絶対的人的権利、相対的物的権利、相対的人的権利の4つがそれである。論者はこの区別を導入する際に、物上性と対人性の軸は「内容」の問題、絶対性と相対性の軸は「方向」の問題にかかるとして、おもに問題の論理的次元の相違に着目している。しかしながら、2つの軸の相違はむしろ、他者の自由との関わりの違いと結びつけられているとみるべきである。すなわち、物上性と対人性の区別は、権利の対象が権利を有する側と同じく自由な主体であるかどうか、という視点を基礎としているのに対して、絶対性と相対性は、そうした権利を万人に向けて貫徹しうるか、言い換えれば対外関係における他者の自由への影響範囲の広さと関連するものである。

(4) 制度 物権法制度の特徴としては、次の点が挙げられる。第1に、物権は「物」すなわち「有体物」を対象とする。無体物は含まれない。このことは、とくに所有権法において貫かれている。債権が行為に向けられており、無体物をも目的物とすることができるのと対照的である。このレベルの特徴は、原理的な相違というよりは、むしろ法技術的なものであるとも指摘されている。すなわち、今日通用している所有権法は、ローマ所有権法の伝統にしたがい、有体物概念を基礎として組み立てられている。歴史上、これらのルールを無形のものに拡張しようとする試みはあったけれども、いずれもうまくいかなかった。所有権法の規定が有体物を念頭におき、固有の法技術的性格を有している以上、非有体的客体に対する支配権を「所有権」とし、所有権法の規定を一般的に適用するのは相当でないとされている。第2は、物権法の支配権基底性と債権法の請求権基底性である。たしかに、物権法と債権法の相違には、絶対性と相対性の区別に起因するものもある。しかしながら、両者の構造の基本的な相違は、目的物を自己の意思に服従させることができる関係と、相手方もまた自己と同じく自由な主体であるために、特定の行為を請求することしかできない関係の区別、つまり物上性（支配権）と対人性（請求権）の相違に根差しているとみることができるとみられる。この意味において、物上性と対人性の区別が基底にすえられている。

(5) 編成 さきにしこし触れたように、アーペルは、おもに法学教育の観点から、弁証法的論理を駆使して簡明な体系を描き出すために、当時通用していた *persona res actio* の3部方式を、*dominium* と *obligatio* の2部方式へと再編成した。すなわち、有体物と無体物を区分しない体系は「あいまい」であるがゆえに、*res* は *dominium* (有体物上の所有権) に再編すべきであり、こうして体系の1翼が定位される。そうすると、他の1翼は *actio* ではなく *obligatio* であるといわなければならない。*rei vindicatio* と *actio personalis* は各々 *dominium* と *obligatio* から流れ出るものである以上、*actio* を *dominium* と並置するのは「作用因」と「作用」の混同であり、*res* と同じく「また不正確」だからである。これに対して、*persona* は、*dominium* と *obligatio* に関する「状況」、つまり原因・場所・時などのような法律要件のメルクマールの1つにとどまる。従来体系の冒頭に配されていたのは、その重要性にかんがみれば冒頭配置が「便宜」であったからにすぎない。このように、アーペルの2部体系は基本的に、法学教育に適合した法ルールの見通しの良さ、体系の外面的・論理的整序を志向している。ここではとりわけ次の点に注意しなければならない。第1は、歴史的文脈の問題である。アーペルが対峙していたのは、当時の *mos Italicus* であった。その釈義的・権威的な教育手法はひどいもので、学生の修学に大変な困難が生じていたという。しかし、今日ではこうした前提はあてはまらない。むしろ、物権債権という論理的な区分よりも、財産と財産の取得という機能的な区分のほうが、初学者にはわかりやすいともいわれている。第2は、法学の体系と法典の体系の違いである。両者が同じものである必然性はない。法典論の文脈では、法ルールの認識可能性の向上はたしかに重要な要請であるけれども、法典の名宛人を専門家以外の者にまで広げ、初学者をも含めた教育目的を重視すべきかどうかには議論がある。そうすると、教育目的適合性という視点を押し出すだけでは、物権債権の編別を維持すべきかどうかを決することはできないであろう。

(6) 限界 物権と債権の境界 物権と債権の区別には「限界」があると説かれている。しかし、なにをもって「限界」としているのかは論者により多様である。物権概念論との関係では、第1に、現行法上の物権は「有体物」だけを目的としているわけではない、という点が問題とされている(物上性との関係)。たとえば、権利質や一般先取特権の客体は有体物ではない。しかし、価値権ないし換価権とされる担保物権に関する規律を、物権全部に一般化できるかどうかは慎重な検討が必要である。準占有と準共有の規定の持つ意味についても、同じことがあてはまる。

実際、「所有権」の客体は有体物に制限されている。これに対しては、情報や電気を目的とする所有権も考えられるのではないか、という批判もある。しかし、少なくとも現行所有権法の概念やルールをこれらにそのままあてはめることはできないというべきである。情報は、万人が同時に利用することができ、かつ物理的境界が明確でないという特質を有している。サヴィニーによる物概念規定の根拠づけは、ここではうまくあてはまらない。現行物規定のオリジンは、「思想はひとたび世界にあらわれれば、その創作者の排他的支配から解放される」(ヨーホウ)と考えていた。情報一般に「所有権」を創設するならば、現行知的財産法の体系を根本的に破壊することになる。自由と排他権の原則・例外関係は反転し、われわれは無数の排他権の間に残されたごく僅かな隙間においてしか自由を享受できない。むしろ、基本法としての民法がなすべきことは、「物」から情報を潔癖に排除することで、各人が自由に行動できる領域を守り抜くというスタンスを、はっきりと表明することであるように思われる。他方で、電気は、競合財である点で有体物と同一の性格を有する。しかし、電気は無形的存在であるところ、電気上の所有権の移転や、引渡しによる対抗要件の具備を観念すべきかどうかは疑わしい。善意取得の規定も適用しえないであろう。物権的請求権についても、有体物と同じように認めるのは困難である。通説は、こうした法技術的理由から、電気上の所有権を否定している。物権概念論の文脈における「限界」として指摘されているのは、おもに第2の軸、すなわち物権の絶対性と債権の相対性の区別であるとみることができ。一方で、不動産賃借権の「物権化」といわれる問題は、不動産という財の重要性に着目するものではあるものの、法的構成としては、対物化ではなく絶対性の一部付与と関連するものである。売買は賃貸借を破るの例外則や、賃借権の二重設定の優劣が対抗要件具備の先後で決せられるという準則は、賃借権が「債権」であること、正確にいえば対人性を否定するものではない。他方で、物権取得者が対抗要件を具備していない場合には、物権の取得を第三者に対抗することができない、という点も問題とされている。しかし、ここで「限界」が語られるときには、絶対性の制約が念頭におかれており、物上性は否定されていない。したがって、所有者は不法占有者に対しては、対抗要件を具備していなくても物の引渡しを請求することができる。

(7) 限界 債権の財産性 現代では、債権の財産性が承認されている。「債権上の所有権」論は、このことを理論的に受け止めようとしたものと読むことができる。この主張もまた、物権債権の区別の「限界」を示したものとされる。しかし、すでに指摘されて

いるように、債権上の所有権なるものの実体は明らかでない。「ある人がこの権利に所有権をもつというのは、その権利がかれに属している、という意味にはかならない」(ヨーハウ〔ヴィントシャイトの引用〕)。たしかに、債権についても譲渡が認められている。しかし、債権譲渡を肯定するために、「所有権」概念を媒介する必要はない。この議論は、所有権しか処分できない、という疑わしい命題を所与としている点で不当である。同じことは、債権侵害にもあてはまる。たしかに、不法行為法上、帰属侵害型においては、債権も所有権と同じように保護されている。しかし、同類型の名称が適切に示しているように、このことは債権の「帰属」が侵害されているとみれば十分である。かえって債権上の所有権論によると、たとえば引抜き事例では所有権侵害とは異なり、原則として不法行為は成立しない、あるいは個別事例における衡量が求められるとされていることの説明に窮してしまう。妨害排除についても同様である。債権に基づく妨害排除は、一般には、不動産賃借権との関係でしか問題とされていない。しかし、この議論によれば、あらゆる債権について所有権と同じように妨害排除が認められることになりかねない。要するに、処分可能性、不法行為的保護、妨害排除は、かならずしも物権固有のものとはみられておらず、この限りでは「限界」は語りえない。他方で、それらが認められるための要件や範囲には、物権と債権で顕著に異なる部分があるところ、この意味ではむしろ両者の区別は基本的に正当とみるべきである。

(8) 限界 格下げ問題 そのほか、物権の客体を変更した場合に、もともと物権を有していた者が債権者に格下げされてしまう、という意味でも「限界」が指摘されている。これは、既得物権者の保護の薄さを問題とする点で、これまで述べてきた議論とは視角が異なるものである。この「格下げ」問題(松岡)に対処する実定法上の制度には、いくつかのものがある。本研究では代償的取戻権を取り上げ、その基本的な性質や構造を明らかにした。すなわち、代償的取戻権は「取戻権」ではあるが、一般の取戻権とは異なり、債務者に「属する」財産の交付を求める単純な債権的請求権に対して取戻権限を付与する点に特色がある。他方で、原目的物の取戻権者に、そうした一般実体法上の請求権が付与されていない場合には、代償的取戻権は認められない。破産法が取戻権者のために独自に請求権を創造し、くわえてこれに取戻権限まで与えるならば、一般実体法上の請求権を有する他の債権者との関係において、かれを過渡に優遇することになってしまうからである。この意味で、代償的取戻権は既存の請求権を強化したものとみなければならない。代位物につき「優先権」を付与する方式という視点からみると、代償的取戻権は、物権的

帰属そのものを変動させる物上代位(帰属割当変動型の優先権)とは異なり、物権的帰属は動かさずに、責任財産の構成、つまり責任的帰属だけを変動させる責任法的代位(責任財産変動型の優先権)であると捉えることができる。さらに、この「優先権」は、問屋の委託者の権利や信託といった、物権的帰属と責任的帰属のズレを認める他の制度とは異なり、一般実体法上の権利ではなく、明文によれば包括執行、解釈で拡張しても個別執行のなかでしか効力がはたらかない、執行法的な優先権として構想されている。所有権は全面的な支配権であるが、まさにそうであるがゆえに、物権的帰属それ自体を変動させると、一般原則との抵触や法的取引への影響が大きい。そこで、現行法の体系は、代位物に対する所有者の保護を、物上代位ではなく、代償的取戻権に委ねていると評価することができる。代償的取戻権に関する各論的議論のほか、いわゆる価値追跡の理論については十分に考察できなかった。これらの問題に関しては、さらに研究を継続する必要がある。

(9) 限界 編別 民法典の役割や名宛人、わかりやすさの問題と関連して、総則・物権・債権・親族・相続よりも、人・物・行為という編別構成のほうが望ましいとみるものがある。これもまた、ひとつの「限界」論に位置づけることができる。このレベルの問題は、すでに指摘したように、法典論の文脈で議論されなければならない。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計14件)

水津太郎「物権法定主義と温泉専用権 鷹の湯事件(判批:大判昭和15年9月18日)」温泉〔印刷中〕(2014年)。査読無

Taro Suizu, Surrogationsprinzip und Eigentumerschutz, in: Shiho (Journal of Private Law), No. 76 (2014) pp. 287-286. 査読有

水津太郎「代位物に対する優先権の付与目的物が売却された場合における所有者・担保権者の処遇」私法76号(2014年)148-155頁。査読有

水津太郎「相殺適状の時期と民法508条の適用範囲(判批:最判平成25年2月28日)」現代民事判例研究会編『民事判例VIII2013年後期』(日本評論社、2014年)94-97頁。査読無

水津太郎「将来債権譲渡後に付された譲渡禁止特約の効力と差押債権者の無効主張適格(判批:東京地判平成24年10月4日)」判例評論(判例時報)662号(2211号)(2014年)21頁(151頁)-30頁(160頁)。査読無

水津太郎「法定地上権と一括競売の関係 建物所有権の保障と侵奪」名古屋大学法

政論集(中舎寛樹教授退職記念論文集)254号(2014年)217-254頁。査読無

水津太郎「代償的取戻権の意義と代位の法理 責任法的代位の構造と評価」法学研究(慶應義塾大学)86巻8号(2013年)33-105頁。査読無

Taro Suizu, Die Schuldrechtsreform in Japan: betrachtet aus dem Blickwinkel der Kodifikationsidee, in: Zeitschrift für Japanisches Recht (ZJapanR), Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Privatrecht, Nr. 32 (2011) S. 249-260. 査読無

水津太郎「ドイツ管理共同制における家財道具の物上代位規定 生成・展開の構造と基礎」法学研究(慶應義塾大学)(斎藤和夫教授退職記念号)84巻12号(2011年)631-715頁。査読無

水津太郎「物概念論の構造 パンデクテン体系との関係をめぐって」新世代法政策学研究 北海道大学)12号(2011年)299-346頁。査読無

水津太郎「物権的請求権と占有訴権」法学教室 369号(2011年)33-37頁。査読無

アレクサンダー・ポイケルト(水津太郎訳)「所有権と自由」慶應法学(慶應義塾大学)(豊泉貫太郎教授・マキロイロバート教授退職記念号)19号(2011年)425-469頁。査読無

パウル・ヨハン・アンゼルク・フォン・フォイエルバッハ(水津太郎訳)「法学原典批判理論綱要 原典批判は実務家が利用できるものか」流経法学(流通経済大学)(荒木友雄教授・横田耕一教授定年退職記念号)10巻2号(2011年)187-218頁。査読無

水津太郎「2010 学界回顧 民法(財産法): 物権・担保物権」法律時報 82巻13号(2010年)83-90頁。査読無

[学会発表](計6件)

水津太郎「物権的請求権に関する民法の規範構造」日中要件事実論研究会、創価大学、2014年2月12日。

水津太郎「現代における財とパンデクテン体系 『物権法』再編の問題を中心として」基盤研究 A(研究代表者・潮見佳男)「財産権の現代化と財産法制の再編」、京都大学、2013年11月10日。

水津太郎「代位物に対する優先権の付与 目的物が売却された場合における所有者・担保権者の処遇」日本私法学会第77回大会、京都産業大学、2013年10月12日。
水津太郎「ドイツ動産・債権譲渡担保法における将来動産・債権の取得に関する法的構成 動産・債権譲渡と物上代位の構造と特質」第23回 ABL 法制研究会、時事通信社、2012年6月28日。

Taro Suizu, Zur Entwicklung der Methodenlehre der Zivilrechtsdogmatik

in Japan, Deutsch-Japanisches Symposium (Keio-Tage 2011), Universität des Saarlandes, 2011.6.28.

水津太郎「財産論の構造 パンデクテン体系との関係をめぐって」挑戦的萌芽研究(研究代表者・吉田克己)「物・財産・権利と帰属関係 パンデクテン体系を超えて『物の法』を展望する」、北海道大学、2010年11月19日。

[図書](計8件)

水津太郎「討論」伊藤滋夫編『不動産法と要件事実(法科大学院要件事実教育研究所報12号)』(日本評論社、2014年)29-31、36-41、52頁。査読無

水津太郎「現代における法典の擁護 法典悲観主義に抗して」森征一=池田真朗編『私権の創設とその展開(内池慶四郎先生追悼論文集)』(慶應義塾大学出版会、2013年)355-388頁。査読無

水津太郎「債権譲渡と多角的法律関係 對抗要件主義と債務者抗弁の関係」椿寿夫=中舎寛樹編『多角的法律関係の研究』(日本評論社、2012年)223-240頁。査読無

水津太郎「代位と多角的法律関係 包括的・体系的考察」椿寿夫=中舎寛樹編『多角的法律関係の研究』(日本評論社、2012年)180-195頁。査読無

オリバー・レミン(水津太郎訳)「ドイツとヨーロッパの消滅時効法の新たな展開における中心問題 日本の改正論議に目を向けて」川角由和=中田邦博=潮見佳男=松岡久和編『ヨーロッパ私法の現在と日本法の課題』(日本評論社、2011年)243-266頁。査読無

水津太郎「民法総則の意義 総則思考の構造」池田真朗=平野裕之=西原慎治編『民法(債権法)改正の論理(別冊タートンヌマン)』(新青出版、2010年)511-575頁。査読無

水津太郎「代償請求権」椿寿夫=中舎寛樹編『解説 新・条文にない民法 概念・制度がもっとよくわかる』(日本評論社、2010年)244-248頁。査読無

水津太郎「所有権」「非典型担保(譲渡担保を除く)」石崎泰雄=渡辺達徳編『新民法講義2 物権・担保物権法』(成文堂、2010年)27-85、434-443、475-481頁。査読無

6. 研究組織

(1) 研究代表者

水津 太郎(SUIZU, Taro)

慶應義塾大学・法学部・准教授

研究者番号: 00433730